

空家対策がはじまる

空家等対策協議会条例可決

問 空家が増えている理由は、税制の問題からではないか。建物が存在する場合とさら地になった場合の税法上の違いはあるのか。

答 税務課長 少子高齢化と核家族化の進行に伴い、空家が増加している。税法上の特例は、200㎡以下の小規模住宅用地は課税標準額の6分の1の額、200㎡を超えた部分に対しては3分の1の額となっている。

問 空家等対策協議会で何を計画し、どのような施策を推進していくのか。

答 まちづくり整備課長 空家等の調査、実態把握から始め、適切な管理や活用の促進等を計画、調整していく。施策は、立入調査の権限、所有者に対しての指導、勧告、命令、代執行

等の措置が可能となっている。活用促進等策として、空家バンクや不動産流通の取り組みを検討していきたい。

問 空家を強制的に撤去する行政代執行の場合、新たな町条例が必要となるのか。協議会委員に若者の参画は考えているか。空家対策の総合的窓口設置の考えはあるか。

答 まちづくり整備課長 不適切な状態にある「特定空家」の判断基準が国の方で5月頃に法で定められる予定。代執行は、法律で認められており、新たな条例は必要ない。委員の選任は、関係団体の推薦等で調整していきたい。



ねたきり老人手当の支給を廃止（賛成多数で可決）

問 条例廃止の理由は何か。支給要件は生計中心者が非課税になっている。その要件を緩和する方向で、存続を検討されなかったのか。

答 住民ほけん課長 町介護慰労金支給要綱等に基づく支給要件等を勘案して、今回条例廃止を考えた。支給要件等も検討した。近隣自治体も既に大半が条例廃止している。

問 介護保険だけでは、介護問題は解決できない。それを補完する役割が在宅福祉サービスにある。ねたきり老人手当は、家族への支援策の役割があった。在宅サービスの後退だ。

答 町長 ねたきり老人手当は、同じ内容であれば、介護保険で対応ができる。廃止しても後退ではない。

全国で『人口』の取り合いがはじまる

まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

問 町の第5次総合振興計画では、10年後の人口を3万1000人と考えている。地方版総合戦略の人口ビジョンとの関連は。

答 企画財政課長 人口増、また定住化、こうしたものを今回の地方創生にも位置付ける。町の創生の実現のためにPLAN（計画）・DO（実行）・CHECK（検証）・ACTION（行動）、PDCAサイクルを進めていく。

問 審議会メンバーは10名以内となっている具体的構成委員は。公募による呼びかけはどのような方法でやるのか、将来を担う若者の呼びかけはどうするか。

答 企画財政課長 産業界、行政、金融機関、教育機関、マスコミ等に参加していただく。公募の時期は4月の広報からはじめたい。若い方、女性の方にも参加していただく。

3割上乗せのプレミアム商品券の発行

問 平成21年にもプレミアム商品券を発行している。今回発行の内容と、その財源は。

答 環境経済課長 1万円が1万3000円の商品券となる。プレミアム率の20%を国庫補助金、10%を県が上乗せする。2万セット用意する。2億6000万円の経済効果が期待できる。7月中には発行したい。

問 大型店対策と1世帯での購入制限は。

答 環境経済課長 共通券と地域券に分けて、大型店でも使える共通券を8000円、中小の小売店で使える地域券5000円とで計画している。平成21年に発行したときは1世帯5万円を限度としたことがある。今後発行元の商工会と詰める。

★プレミアム付き★
(2万セット販売)

2億6,000
万円

商品券

1万円（1セット）で1万3,000円のお買い物ができます！
(3,000円お得な商品券です。)